

事務連絡
令和5年5月25日

一般社団法人 全国浄化槽団体連合会 会長 殿

国土交通省不動産・建設経済局
建設業課 建設業技術企画室長

浄化槽法の施行及び運用の一部改正通知について

平素より、浄化槽法（昭和58年法律第43号）の施行にあたり、格別のご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

浄化槽法の施行については、「浄化槽法の施行及び運用について」（昭和60年7月19日付け建設省経建発第129号。以下「施行通知」という。）により、同法に係る解釈及び運用の方針について通知しているところですが、現在、政府では、あらゆる産業における将来的な人手不足を見据え、デジタル原則に照らした見直しを行っているところです。

このような状況を踏まえ、浄化槽設備士の営業所の設置に関して、他の営業所との兼務を可能にすること等について、施行通知を改正し、令和5年8月1日から適用することを各都道府県へ通知いたしましたので、別紙により参考送付させていただきます。

貴職におかれましては、改正内容に十分留意の上、事務処理等に当たって遺漏のないよう適切な御対応と各関係機関への周知をお願い申し上げます。